

各分科会の判断の基準の見直し等の方向について（案）

1．LED 機器分科会における検討概要

（１）品目の対象範囲

品目の対象範囲は、以下の内容で検討中。

- ☐ 一般照明（現行の特定調達品目の「電球形状のランプ」を含む）
- ☐ 照明を内蔵するサイン、表示板・掲示板等

（２）判断の基準（案）について

判断の基準（案）については、以下の内容を検討中。

- ☐ エネルギー消費効率
- ☐ ロングユース（定格寿命）の規定
- ☐ 特定の化学物質の使用制限

（３）今後の主な検討事項

- ☐ 照明を内蔵するサイン等の具体的品目の絞込及び判断の基準等について
- ☐ 定格寿命に係る判断の基準（時間）について
- ☐ エネルギー消費効率について
- ☐ 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について

2．防災備蓄用品分科会における検討概要

（１）品目の対象範囲

品目の対象範囲は、以下の内容で検討中。

- ☐ 国等の機関自らが業務継続等の目的で行う備蓄
- ☐ 国等の機関による公的備蓄
 - 食料・飲料水
 - 資材

（２）判断の基準（案）について

判断の基準（案）については、以下の内容を検討中（品目に応じて設定）。

- ☐ ロングユース（食品等の賞味期限の延長）
- ☐ 既特定調達品目について現行の判断の基準を適用
- ☐ 省エネルギー・省資源

(3) 今後の主な検討事項

- 防災備蓄用品については、新たな分野とすることについて
- 国等の機関が防災備蓄用品を調達するに当たっての備蓄・購入計画の立案、及び継続的に更新していく仕組みについて
- 通常業務で使用する目的で購入した物品を防災備蓄用品に活用している場合の対応について
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について

3 . 自動車整備分科会における検討概要

(1) 役務の対象範囲

役務の対象範囲は、以下の内容で検討中。

- 国等の機関(調達者)が発注する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除く自動車整備

(2) 判断の基準の見直しの方向について

判断の基準(案)については、以下の内容を検討中。ただし、測定条件・方法等については今後の詳細な検討が必要。

- 大気汚染物質の排出削減
- 燃料流量測定結果による改善(燃費の改善)【設定可能性を含め検討中】

(3) 今後の主な検討事項

- 判断の基準に係る測定条件・方法等の検討及び具体的な基準の設定について
- 環境負荷低減効果に係る情報の収集・分析、費用対効果等の検討について
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について

4 . 旅客輸送(自動車)分科会における検討概要

(1) 役務の対象範囲

役務の対象範囲は、以下の内容で検討中。

- 国等の機関(調達者)が発注する公務における一般貸切旅客自動車及び一般乗用旅客自動車の使用

(2) 判断の基準(案)について

判断の基準(案)については、以下の内容を検討中。

- エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握
- エコドライブを推進するための措置
- エネルギー効率を維持するため車両の点検・整備の実施
- 旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減のための措置

- 上記内容に関するウェブや環境報告書等での公表または第三者による審査

(3) 今後の主な検討事項

- 判断の基準に該当する取組項目のチェックリスト(内容、様式等)について
- 中小事業者の判断の基準等への適合状況の確認の方法、必要な書式等について
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について

5 . 庁舎管理・清掃分科会における検討概要

(1) 役務の対象範囲

役務の対象範囲は、以下の内容で検討中。

- 庁舎管理
 - 常駐管理形態以外の庁舎管理
 - 庁舎周辺等の植栽地、及び屋上緑化等の管理
- 清掃
 - 建築保全業務共通仕様書に定める建物内部の清掃
 - 庁舎等のねずみ・昆虫その他の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除

(2) 判断の基準(案)について

判断の基準(案)については、以下の内容を検討中。

- 庁舎管理
 - 省エネルギー対策、エネルギー、水の使用実態、廃棄物の排出実態の把握・分析及び対策の提案
 - 剪定小枝、落葉等の適切な処分、消毒の際の適正な農薬(殺虫剤)散布
- 清掃
 - 有害物質、VOC の非含有、環境負荷低減技術を有する事業者(ドライ方式の実施可能事業者など)
 - IPM に基づく防除体系、防除作業後の効果判定の実施

(3) 今後の主な検討事項

- 常駐管理形態以外の場合の実施可能な省エネルギーに係る措置・対策について
- 建築物外部の清掃に係る判断の基準等について
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について

LED 機器に係る判断の基準の検討の方向について（案）

1．品目の選定理由

LED 機器に係る分科会の主な設置理由は、以下のとおり。

- LED は各種ディスプレイのバックライト、交通信号機といった表示用途分野が中心であったが、自動車用バックライト等の交通機器用照明、白熱灯、蛍光灯に代わる一般照明用の光源としても普及がみられ、装飾用照明、道路用照明、医療分野などにおいても製品開発や研究が急速に進展している
 - ➔ 白熱灯、蛍光灯に比べ長寿命であること、省エネ性能の向上から環境負荷低減効果が期待
 - ➔ 従来弱点であった発光効率についても飛躍的な進歩
- 京都議定書目標達成計画において LED 機器の普及促進を図る旨記載¹
- 良好な視認性、点滅が自在、小型化が容易等の特性から用途が急速に拡大
 - ➔ 各種製品の市場への供給に伴い、国等の機関に限らず、民間への波及効果が期待

2．品目の対象範囲

LED 機器に係る特定調達品目の対象としては、以下の内容で検討を行っている。

- 一般照明（現行の特定調達品目の「電球形状のランプ」を含む）
 - 主に屋内で使用する照明
 - ➔ ダウンライト、シーリングライト、タスク照明等
 - 主に屋外で使用する照明
 - ➔ 防犯灯等
- 照明を内蔵するサイン、表示板・掲示板等
 - ➔ 具体的な対象品目については、調達状況等を勘案し、早急に検討

3．判断の基準等の検討の方向について

（１）判断の基準の設定に当たっての考え方

LED 機器の判断の基準は、主に以下の３つの観点から検討を行っている。

省エネルギー

- 一般照明の判断の基準
 - ➔ 発光効率（器具全体効率またはランプ効率）

¹ 発光ダイオード（LED：Light Emitting Diode）を用いた省エネルギー器具を導入することにより、従来の白熱灯・蛍光灯と比較し、大幅な省エネルギーを達成することができるため、更なる高効率化に向けた技術開発を推進しつつ、これらの機器の加速的普及を図る

ロングユース²

□ 一般照明の判断の基準

➔ 定格寿命（初期の光度が 70%まで減衰する時間）

□ 照明を内蔵するサイン等の判断の基準

➔ 定格寿命（初期の光度が 50%まで減衰する時間）

特定の化学物質³の使用制限等

特定の化学物質が含有基準値を超えないこと、及び当該含有情報の確認が容易であることを判断の基準として設定する方向で検討。

その他の判断の基準としては、演色性⁴などが考えられるが、製品供給状況等を勘案し、検討を実施する必要があると考えられる。

（２）判断の基準（案）について

これまで分科会において LED 機器に係る判断の基準について、（１）の考え方を踏まえ、以下の具体的な内容に関する検討を行っているところ。

一般照明

一般照明については、広く従来型照明機器（白熱灯、蛍光灯等）の光源部分を LED に代替する場合、照明器具全体を代替する場合を想定し、以下の判断の基準について検討を行っている。

□ エネルギー消費効率

➔ 器具全体効率（lm/W）、ランプ効率（lm/W）などの設定を検討

□ ロングユース

➔ 定格寿命（初期の光度が 70%まで減衰する時間）を判断の基準として設定

□ 特定の化学物質の使用制限等

➔ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと、及び当該含有情報がウェブ等で容易に確認できることを判断の基準に設定

照明を内蔵するサイン等

照明を内蔵するサイン、表示板・掲示板等のバックライト、表示機器については、特定調達品目に追加する具体的品目の選定を早急に行うとともに、判断の基準については、ロングユースに係る基準を設定する方向で検討を行っている。

□ ロングユース

² ロングユースにはメンテナンスフリーの考え方も含まれる

³ 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBD 及び PBDE の 6 物質

⁴ 直管型 40 形の蛍光ランプに係る現行の判断の基準は平均演色評価数 Ra 80

→ 定格寿命（初期の光度が 50%⁵まで減衰する時間）を設定

（３）配慮事項（案）について

以下の項目は、配慮事項としての設定の可否を含め検討を実施している。

【共通】

- 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。
- 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。

【一般照明】

- （演色性に係る判断の基準が設定されない場合）平均演色評価数 Ra ○（数値については要検討）。

【照明を内蔵するサイン等】

- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

（４）今後の検討事項

引き続き以下の事項について分科会において検討を行い、第２回検討会に分科会のとりまとめとして、判断の基準等をご報告する予定である。

- 照明を内蔵するサイン等の具体的品目の絞込及び判断の基準等の検討
- 定格寿命に係る判断の基準（時間）の検討
- エネルギー消費効率の検討（ランプ効率、器具全体効率）
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果

⁵ 一般照明と同様の 70%減衰の可能性の有無を検討

防災備蓄用品に係る判断の基準の見直しの方向について（案）

1．品目の選定理由

防災備蓄用品に係る分科会の主な設置理由は、以下のとおり。

- 防災備蓄用品のうち食料・飲料水⁶については、その保存期限（残存期限）の延長が可能となれば、膨大に備蓄している食料・飲料水の調達数量の削減が図られるとともに、資源採取や製造段階のエネルギー使用量の削減、廃棄段階等における環境負荷低減効果が期待される
- 防災備蓄用品のうち資材については、極めて広範多岐な品目が備蓄されており、こうした品目について、省エネルギー、長寿命化、省資源、廃棄物発生抑制等の様々な観点から基準を設定し、調達を推進することは、その備蓄量を勘案すると環境負荷低減効果は大きい
 - ➔ 国等の機関における環境負荷低減効果、調達・備蓄に係る費用削減効果はもちろん、地方公共団体の調達量及び備蓄量は相当量に達しているものと推計されることから、その波及効果は副次的効果を併せ極めて大きいものと考えられる

2．品目の対象範囲

（１）対象品目の検討に当たっての考え方

対象品目候補の選定に当たっては、以下の観点から検討を行っている。

- 国等の機関自らが業務継続等の目的で行う備蓄
 - ➔ 業務継続計画⁷に定められた品目等から選定
- 国等の機関による公的備蓄⁸

（２）対象品目について

防災備蓄用品については、その対象となる品目が広範多岐にわたることから、継続して検討を進める必要があると考える。本年度は検討の第一段階として、上記（１）の考え方を踏まえ、以下の品目について検討を行うこととしたい。

食料・飲料水

食料・飲料水については、国等の機関、地方公共団体にかかわらず、ほとんどすべての機関等において備蓄を行っていることから、適切な判断の基準等の設定による環境

⁶ 人口１万人当たりの備蓄物資は、乾パン約 1,300 食、インスタント麺約 140 個、米約 734kg、缶詰約 927 缶、水約 2,600 ㍓など

⁷ 首都直下地震を対象事象とした「中央官庁業務継続ガイドライン 第１版」（平成 19 年 6 月内閣府）に基づき、国土交通省において、平成 19 年 6 月に「国土交通省業務継続計画」が策定されている

⁸ 国等の機関のみならず、地方公共団体における備蓄量が多いことから、波及効果が期待されるとともに、環境負荷低減効果が見込めること

負荷低減効果が期待される。具体的には、以下の品目を対象に検討を実施する。

□ 飲料水（ペットボトル）、アルファ化米、乾パン、レトルト食品、缶詰

なお、食料については、主に災害時・非常時用として備蓄されるアルファ化米・乾パンと通常品として利用される場合も想定されるレトルト食品・缶詰に分けて判断の基準等の検討を実施することが適当と考えられる。

生活用品・資材

生活用品・資材については、国等の機関はもとより、特に地方公共団体における調達量・備蓄量が相当程度多い避難生活用品や復旧資材等多くの品目が対象となることから、次年度以降も継続して対象品目の拡大に係る検討を進める必要があると考えられる。本年度は、国等の機関及び地方公共団体の調達量・備蓄量が多い等、環境負荷低減効果が見込まれる以下の品目を対象に検討を実施する。

□ 毛布、テント、ブルーシート、作業手袋、懐中電灯、電池、携帯可能な固形燃料、仮設トイレ

3．判断の基準等の検討の方向について

（１）判断の基準（案）について

判断の基準は、対象とする品目により異なるが、概ね以下の考え方で判断の基準の具体的な内容を検討する。

食料・飲料水

□ ロングユース

- ➔ 賞味期限による判断の基準の設定（保存期限の延長が図られることによる製造段階、廃棄段階におけるエネルギー使用量削減等の環境負荷低減⁹）
- ➔ 食料・飲料水については賞味期限○年以上（購入時における残存期限）¹⁰

生活用品・資材

生活用品・資材については、既特定調達品目である毛布、テント、ブルーシート、作業手袋、電池及び特定調達品目以外の懐中電灯、携帯可能な固形燃料、仮設トイレに分かれる。

ア．既特定調達品目（毛布、テント、ブルーシート、作業手袋及び電池）

□ 現行の判断の基準を適用

- ➔ 繊維製品（毛布、テント、ブルーシート及び作業手袋）については現行

⁹ 長期保存を実現するためのペットボトルの厚肉化による資源エネルギー、製造エネルギー等の増大とライフサイクル全般のエネルギーについて確認を実施

¹⁰ ペットボトル入りの飲料水については、現在市販されている製品のほとんどが、賞味期限２年程度となっている。今後製造時業者等にヒアリング等を実施し、品目別の賞味期限を適切に設定

の判断の基準を適用

□ 現行の判断の基準及びロングユース

➔ 電池については現行の一次電池の判断の基準を適用¹¹するとともに、ロングユースの観点から使用推奨期限¹²を設定

イ．懐中電灯・固形燃料

懐中電灯については、通常においては使用目的により適切な製品を選択する必要があるが、防災備蓄用品としての観点からは、長時間点灯可能であること、及び電池の備蓄量の削減が図られることが重要と考えられることから、以下の判断の基準の設定について検討する。

□ 連続点灯時間（h）または電池 1 本（電圧）当たりの連続点灯時間（h/本）

➔ 具体的には「連続点灯時間○時間以上」「単一電池 1 本当たり○時間以上」等を想定

また、固形燃料については、重量当たりの発熱量の基準（MJ/kg）の設定について検討する。

ウ．仮設トイレ

仮設トイレについては、国等の機関において備蓄品としての調達が必ずしも多くないが、業務継続計画における記載やグリーン購入研究開発補助事業対象製品として開発が行われている製品があることから、物品としての調達とともに、別途浄化槽としての調達の可能性を広く勘案し、処理水の高度処理による水の再利用等に係る判断の基準の設定について検討を進める。

（２）配慮事項（案）について

以下の項目は食料・飲料水に係る配慮事項としての設定を検討する。

□ 回収・再使用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること

また、以下の項目は飲料水に係る配慮事項としての設定を検討する。

□ 飲料水の容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること

□ 指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン（PET ボトルリサイクル推進協議会）の規定に従うこと。

➔ 自主設計ガイドラインの規定については、別途配慮事項への記載内容及び方法を検討

なお、その他の品目については、現行の配慮事項を適用する。

¹¹ 小型充電式電池（二次電池）は「充電」が必要となることから備蓄用品としては不適（電池工業会ヒアリング）

¹² 規定の持続時間試験をしたとき、電池が正常に作動し、形式別に規定する最小平均持続時間（MAD）に 12 ヶ月後の保持率を乗じた値を満足する期限（JIS C 8500）。

(3) 今後の検討事項

引き続き以下の事項について分科会において検討を行い、第 2 回検討会に分科会のとりまとめとして、判断の基準等をご報告する予定である。

- 防災備蓄用品については、新たな分野とすることを検討
- 国等の機関が防災備蓄用品を調達するに当たっては、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みが必要である旨周知（備考等に記載）
- ロングユースに係る判断の基準が設定された品目を調達するに当たっては、納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について、調達者において検討することとする
- 国等の機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を防災用に利活用する場合は、防災備蓄用品の対象から除外することとする
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果

自動車整備に係る判断の基準の検討の方向について（案）

1．品目の選定理由

自動車整備に係る分科会の主な設置理由は、以下のとおり。

- 自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボンを取り除くことにより燃費の改善等を図る自動車整備技術等のいわゆる環境車検・整備について昨年度募集により提案
 - ➔ 燃費改善による温室効果ガス排出削減、大気汚染物質の排出抑制の可能性
 - ➔ 車種別・エンジン型式別等の具体的な環境負荷低減効果に係る定量データの収集・分析等が必要
 - ➔ エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態（走行距離、使用期間等）等に関する検討が必要
- 京都議定書目標達成計画において「省 CO₂ 型交通システムのデザイン」が脱温暖化社会の構築の柱
 - ➔ 環境負荷低減効果が定量的に検証できれば温室効果ガス排出量の増加が著しい運輸部門（自動車）における削減対策として期待
 - ➔ 国等の機関に限らず地方公共団体や民間への波及効果が期待

2．役務の対象範囲

対象とする役務の範囲は、国等の機関（調達者）が定期点検整備、自動車修理等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除く自動車整備とする。

3．判断の基準等の検討の方向について

（１）判断の基準（案）について

エンジン洗浄を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこととする。

大気汚染物質（HC、CO）が %以上削減されること。

燃料流量測定結果において○%以上改善されること【検討中】。

大気汚染物質の排出削減

大気汚染物質の排出削減も重要である。現時点においては４ガステスターによる測定であることから、当面の間は一酸化炭素（CO）及び炭化水素（HC）を対象とし、本項を判断の基準として設定する。

エンジン洗浄前後における測定条件・方法等の詳細及び具体的な数値については、今後測定データを蓄積し、決定することとする。

なお、今後可能であれば NO_x や PM の排出削減に関する記述についても検討するものとする。

燃費の改善

エンジン洗浄の実施により燃費向上・燃料使用量削減が図られることが必要であるが、現段階において燃費の測定条件・方法等を定めることは極めて困難である。このため、今後、簡易な測定条件・方法等の検討、測定結果の精度等の検証を視野に入れ、判断の基準としての設定が可能である場合については、本項を判断の基準として設定する。

(2) 配慮事項(案)について

以下の項目は配慮事項としての設定を検討。

エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、可能な限り対応を図る体制が確保されているとともに、予め当該作業に要する費用等が明示されていること。

エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。

エンジン洗浄その他の自動車整備に当たって使用するエネルギーや水及びエンジン洗浄に用いる溶剤等の資源の適正使用に配慮されていること。また、エンジン洗浄に用いる溶剤等については、環境負荷低減に配慮されていること。

3. 今後の課題について

(1) 判断の基準に係る測定条件・方法等の検討

判断の基準に設定する方向で検討中の 大気汚染物質の排出削減、及び 燃費の改善に関するエンジン洗浄前後における測定条件、測定方法、測定結果の蓄積・分析について、適切な判断の基準等の設定が必要である。また、下記(2)と併せ、事業者等にデータの提供を求めるとともに、分析を実施する。

(2) 環境負荷低減効果に係る情報の収集・分析

現段階においてエンジン洗浄の実施に伴う環境負荷低減効果に関するデータの収集・分析が不十分であり、エンジン洗浄サービスの実施事業者からのさらなるデータ提供及び当該データの分析が必要である。特に、以下のデータが重要である。

- エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態(走行距離、使用期間等)等に係るデータ
- エンジン洗浄後の環境負荷低減効果の持続状態(走行距離、期間等)に係る客観的なデータ

(3) 他の検討項目について

- 環境負荷低減効果等を勘案した費用対効果(イニシャルコストとライフサイクルコスト)に係る検討

- ➔ 例えば「車検 2 回に 1 回実施することが望ましい」等の目安の提示が必要
- 判断の基準 の大気汚染物質の排出削減や環境負荷低減効果の持続性の補償に係る検討
 - ➔ 例えば 1 年後等の事後の点検において効果を確認し、基準を下回っている場合は、無償で再度エンジン洗浄を実施すること等の可能性
 - ➔ 4 ガステスターによる検査を行い、エンジン洗浄を実施することが必要と想定される条件について検討

旅客輸送（自動車）に係る判断の基準の検討の方向について（案）

1．品目の選定理由

旅客輸送（自動車）に係る分科会の主な設置理由は、以下のとおり。

- 昨年度は信書や宅配便等の輸配送に係る検討を実施し、特定調達品目として輸配送を追加
- 引き続き国等の機関における環境に配慮した自動車使用と一体となった旅客輸送役務に関する検討が必要
- 京都議定書目標達成計画において「省 CO₂ 型交通システムのデザイン」が脱温暖化社会の構築の柱
 - ➔ 旅客交通分野における公共交通機関の利用促進が主要な施策の柱
 - ➔ 温室効果ガス排出量の増加が著しい運輸部門（自動車）における削減対策として期待
 - ➔ 国等の機関に限らず地方公共団体や民間への波及効果が期待

2．役務の対象範囲

対象とする役務の範囲は、国等の機関（調達者）が発注する公務における一般貸切旅客自動車及び一般乗用旅客自動車の使用とする。

3．判断の基準等の検討の方向について

（１）判断の基準（案）について

旅客輸送（自動車）に係る判断の基準としては、輸配送の判断の基準を踏まえ、以下の項目の設定の検討を行っている。

なお、判断の基準の適応については、使用する自動車の車種や事業者の規模等を勘案することとし、必要に応じ中小事業者に配慮する方向で検討している。

エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。

エコドライブを推進するための措置が講じられていること。

エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。

旅客輸送効率の向上のための措置または空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。

上記 については使用実態、取組効果の数値が、上記 から については実施の有無がウェブをはじめ環境報告書¹³等により公表され、容易に確認できること又は第三者により客観的な立場から審査されていること。

¹³ 環境報告書：環境配慮促進法第 2 条第 4 項に規定する環境報告書

エネルギー使用実態、取組効果の把握

エネルギー使用量の削減による温室効果ガス排出削減や大気環境への負荷の低減等を図るためには、エネルギー（燃料）使用実態の把握¹⁴が不可欠であり、使用実態を踏まえたエネルギー使用削減に向けた取組の実施や見直しが可能となることから、本項を判断の基準として設定する。

なお、省エネルギー法の特定輸送事業者（車両数 200 台以上）は、省エネ計画の作成、エネルギー使用量等の定期報告等が義務づけられていることから、省エネルギー法に準拠したエネルギー使用量の算定が行われていること及び省エネ計画に基づく取組及びその効果の把握は可能である。また、特定輸送事業者は特定排出者に該当することから、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度により、温室効果ガス排出量の把握・報告を行う必要がある。

エコドライブの推進

以下の 4 項目がすべて講じられていることをもって、エコドライブを推進するための措置とする。

- エコドライブについて運転者への周知がなされていること
- エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルを作成（既存マニュアルの活用を含む）、エコドライブの推進体制を整備していること
- エコドライブに係る教育・研修等を実施していること
- 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと

エコドライブとは、エコドライブ普及連絡会の「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 18 年 10 月）をいう。

- ・ ふんわりアクセル『e スタート』
- ・ 加減速の少ない運転
- ・ 早めのアクセルオフ
- ・ エアコンの使用を控える
- ・ アイドリングストップ
- ・ 暖機運転は適切に
- ・ 道路交通情報の活用
- ・ タイヤの空気圧をこまめにチェック
- ・ 不要な荷物は積まずに走行
- ・ 駐車場所に注意

車両の点検・整備

確実な車両の点検については、道路運送車両法等において規定されている事項を遵守

¹⁴ エネルギーの使用の合理化に係る取組効果を含む

するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的とした点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることとする。

なお、点検・整備項目については、輸配送の判断の基準の別表を基本に検討するものとする。

- 1 旅客輸送効率の向上

エネルギー使用量の削減をはじめとした環境負荷の低減を図るためには、目的地までの輸送経路の効率化、輸送人数や輸送先の状況を踏まえた輸送計画の立案が重要であることから、以下の項目が講じられていることをもって、輸送効率の向上を図るための措置とする。

- 事前にエネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を選択し、運転者に周知していること
- 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること

- 2 空車走行距離の削減等

エネルギー使用量の削減をはじめとした環境負荷の低減を図るためには、可能な限り空車走行距離の削減を図ることが重要であることから、配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していることをもって、空車走行距離の削減ための措置とする。

公表・第三者による審査

情報の公表・可視化により事業者自らのエネルギー使用量や取組の進捗状況の把握・点検等が行われることとなり、さらなる対策の追加や見直しにつながるものと期待されることから、上記 から についてウェブや環境報告書等で公表されていること、または第三者による審査が行われていることを判断の基準として設定する。

(2) 配慮事項 (案) について

以下の項目は、配慮事項として設定する方向で検討している。

省エネルギー法に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図ること。

低燃費・低公害車の導入を推進するとともに、可能な限り低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。

エコドライブを推進するための装置¹⁵が可能な限り導入されていること。

事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めること。

¹⁵ アイドリングストップ装置、エンジン回転警報装置、デジタル式運行記録計等

GPS-AVM システムの導入による効率的な配車に努めること。

道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムの導入に努めること。

（３）今後の検討事項

引き続き以下の事項について分科会において検討を行い、第２回検討会に分科会のとりまとめとして、判断の基準等をご報告する予定である。

- 判断の基準に該当する取組項目のチェックリスト（内容、様式等）の検討
- 中小事業者の判断の基準等への適合状況の確認の方法、必要な書式等の検討
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果

庁舎管理・清掃に係る判断の基準の検討の方向について（案）

1．品目の選定理由

庁舎管理・清掃に係る分科会の主な設置理由は、以下のとおり。

- 平成 18 年度に特定調達品目として追加された庁舎管理等（庁舎管理及び清掃）の基準の継続的な見直し
 - ➔ 清掃役務においては、日常的に清掃機材や洗剤、ワックス・コート剤等の使用、補充品の充填等の業務を行っていることから、現行の判断の基準等の強化を図ることにより、一層の環境負荷低減効果が期待
 - ➔ 現在対象となっていない植栽管理等については、植栽の処分や薬剤等の使用削減の観点から環境負荷低減効果が期待
 - ➔ 国等の機関の建物に限らず民間の建物への波及効果が期待
- 昨年度は常駐管理に係る判断の基準等を設定したところ。引き続き巡回管理・遠隔監視（管理）形態の判断の基準等の検討が必要
- 庁舎の運用オペレーションの観点から省エネルギー対策を推進
 - ➔ 当該庁舎のエネルギー消費特性や設備の使用状況等を踏まえ、エネルギー消費を削減することは、国等の機関による温室効果ガス排出削減に寄与
 - ➔ 温室効果ガス排出量の増加が著しい業務部門における削減対策として期待

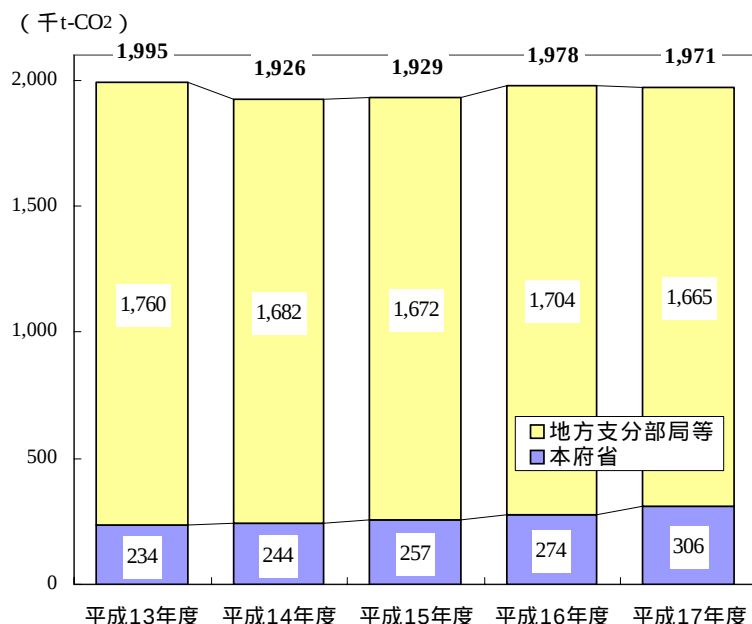


図 1 温室効果ガス総排出量の推移（政府の実行計画の実施状況調査結果）

2．役務の対象範囲

本年度の検討においては、庁舎管理及び清掃に係る判断の基準等の見直しを実施することとする。具体的には、以下の役務を対象とする方向で検討している。

(1) 庁舎管理

庁舎管理

庁舎における建築設備の機能が十分に発揮されるよう各設備を理解し、施設の適切な維持管理を行っていくとともに、運用状況を踏まえた省エネルギー対策の観点から、昨年度は常駐管理形態について判断の基準等の強化を図ったところ。

本年度は、常駐管理形態以外の庁舎管理を対象とする。

植栽管理

対象とする役務の範囲は、庁舎周辺等の植栽地、及び屋上緑化等の管理とし、高中木、刈込物、玉物、生垣等の剪定・施肥・消毒・除草・灌水・清掃などの作業をいう。

(2) 清掃

清掃

対象とする役務の範囲は、建築保全業務共通仕様書に定める建物内部の清掃とする。

害虫防除

対象とする役務の範囲は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「建築物衛生法」という。)に基づく、庁舎等の、ねずみ・昆虫その他の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等(以下「ねずみ等」という。)の防除とする。

3 . 判断の基準等の見直しの方向について

(1) - 1 庁舎管理に係る判断の基準

省エネルギー対策

常駐管理形態以外の庁舎管理に係る判断の基準について、当該施設の利用状況等に即し、実施可能な省エネルギーに係る措置・対策を選定¹⁶するとともに、その管理基準を定めることとし、現行の判断の基準と同様、以下の 3 項目を判断の基準として設定する方向で検討を行っている。

- 温湿度の適切な設定及び管理
- 照明効率を維持するための措置
- 空調設備、熱源設備のエネルギー効率を維持するための措置

¹⁶ 平成 18 年度に(社)日本ビルエネルギー総合管理技術協会が実施した延床面積 3,000m² 未満の事務所ビルを対象とした調査結果を踏まえ、措置・対策の検討を実施。また、併せて空調設備等のダクトクリーニングに関する検討を実施

エネルギー、水の使用実態、廃棄物の排出実態の把握・分析及び対策の提案

エネルギーの使用量、水の使用量または廃棄物の排出量を把握し、以下の措置を講ずることを判断の基準として設定する方向で検討を行っている。

- 施設管理者へ毎月報告
- 前月比又は前年同月比で著しく増加した場合の対策の提案

(1) - 2 植栽管理に係る判断の基準

以下の項目を判断の基準として設定する方向で検討している。

剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、環境負荷低減を図ること。

施肥に当たって「パーク堆肥」または「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」を使用する場合にあつては、現行の公共工事に係る判断基準を満たすこと。

定期的一律な農薬（殺虫剤）散布ではなく、IPM に基づいた総合防除を行うこと。

→ 病虫害予防として、適切な剪定や刈り込みを行って通風をよくし、日照等を確保すること

→ 殺虫剤等を使用しない害虫防除法の検討（捕殺、こも巻き）

農薬（殺虫剤）散布の際は、事前に周囲に十分な情報提供を行うこと。

使用する農薬（殺虫剤）にあたっては、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行うこと。

剪定小枝、落葉等の適切な処分

落葉のコンポスト化や剪定枝のチップ化による堆肥化・被覆材利用、あるいは堆積させて土に還す等の焼却処分以外の手法の検討を行う。また、病虫害の発生により被害を受けた部分の剪定枝等については、二次的な環境汚染に配慮した適切な処分を行う。

消毒の際の適正な農薬（殺虫剤）散布

農薬（殺虫剤）の散布を極力控えるため、害虫等の発生の予防、被害の早期発見等を図るとともに、やむを得ず農薬を散布する場合においても、適切な使用法、使用量等により環境負荷の低減を図る。

(1) - 3 清掃に係る判断の基準

清掃に係る判断の基準については、現行の判断の基準に加え、以下の項目の追加を検討している。

清掃に使用する床維持剤（ワックス）等に指定化学物質及び揮発性有機化合物を含まないこと。

環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者（ドライ方式（ドライクリーニング）による床清掃が実施できること）の選定など。

含有化学物質の PRTR 法非該当、VOC の非含有

床の洗浄において床維持剤（ワックス）の塗布を実施する場合は、当該床維持剤が PRTR 法に抵触しない（非該当）こと、及び厚生労働省が室内濃度指針値を設定している 13 物質の揮発性有機化合物¹⁷を含まないことを判断の基準とする。

ドライ方式の実施可能事業者

従来型のウェット方式（ウェットクリーニング）に比べ、ドライ方式（ドライクリーニング）は、水や洗剤をほとんど使用しない¹⁸ことから、建築物の保全とともに、環境負荷低減に資する方式であると考えられる。しかし、ドライ方式を効果的に実施するためには、必要な資機材の導入とともに、ドライ方式に係る資機材の専門的な知識・技術力を有する事業者であり、ドライ方式による床清掃が実施できることを判断の基準とする。

（１） - ４ 害虫防除に係る判断の基準

以下の項目を判断の基準として設定する方向で検討している。

IPM（Integrated Pest Management）¹⁹に基づく防除体系として、殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、建築物衛生法関連政省令に基づき、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置²⁰が講じられていること。

防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。

殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、用法、用量及び使用上の注意を遵守し、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を適正に使用すること。

平成 15 年 4 月 1 日に改正施行された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 2 号）では、IPM の考え方に基づき、ねずみ等の生息状況調査等を導入した総合防除を重視した表記に改められた。

これに基づき、ねずみ等の発生の如何に関わらない定期的一律な薬剤の散布を中止するとともに、ねずみ等が発生した場合にも、薬剤散布以外の方法も検討しつつ対応す

¹⁷ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジエチルヘキシル、テトラデカン、ダイアジノン、アセトアルデヒド及びフェノブカルブ

¹⁸ 「平成 15 年版建設保全業務共通仕様書」及び「建築物清掃技術基準」社団法人全国ビルメンテナン協会資料参照。「事後清掃」であるウェット方式に対し、ドライ方式は「予防清掃」であり、事前に汚れを予防することにより定期清掃をせず、日常清掃の中で対応ができるレベルを保つことが可能となる

¹⁹ 「総合的有害生物管理」もしくは「総合防除」と訳され、化学農薬に限らず、耕種的・物理的などあらゆる適切な防除手段を矛盾しない形で使用して、経済的に被害が出ない程度に、害虫や雑草の密度を減少、低いレベルに維持するために総合的に管理すること

²⁰ ねずみ等の防除は、発生場所、生息場所及び進入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査結果に基づき建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により防除作業を行うこととされている

るなど、有害化学物質の使用を最小にし、薬剤による健康及び環境へのリスクを抑制することで環境負荷の低減に資するものである。

(2) - 1 植栽管理に係る配慮事項について

以下の項目は、植栽管理に係る配慮事項としての設定を検討している。

灌水の雨水利用に配慮すること。

施肥に当たって、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）を使用すること。

害虫のつきにくい植栽を選定すること。

植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策を講じられていること。

(2) - 2 清掃に係る配慮事項について

以下の項目は、清掃に係る配慮事項としての設定を検討している。

カーペット等の洗浄に使用する洗剤は可能な限り中性に近いものを使用すること。

洗剤は可能な限り植物由来の界面活性剤が使用されていること。

清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めること。

建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めること

(3) 今後の検討事項

引き続き以下の事項について分科会において検討を行い、第 2 回検討会に分科会のとりまとめとして、判断の基準等をご報告する予定である。

- 常駐管理形態以外の場合の実施可能な省エネルギーに係る措置・対策の精査
- 建築物外部の清掃に係る判断の基準等の検討
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果